

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
タチバナ工業株式会社	香川県高松市朝日新町32-45

2. 指名停止措置期間

令和4年3月23日 から 令和4年6月22日 まで 3ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、上記有資格業者の取締役専務が香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事をめぐり、前土庄町長より入手した入札に関する秘密情報（最低制限価格）により不正に落札したとして、令和4年2月3日、香川県警に逮捕され、令和4年2月24日、公契約関係競売等妨害罪で起訴されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当し、また前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止3ヵ月とする。

6. 措置条項

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）

別表第2

（公契約関係競売等妨害又は談合）

10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）

逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 森田 義人（内線2511）

総務部経理調達課長 大谷 繁（内線6311）

○総務部契約課建設専門官 徳永 崇（内線2512）